

事業の廃止・休止・再開

1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	共通(法人・個人)	
	注1) 届出書	注2) 事業者証 (返納)
廃止	●	●
休止	●	●
再開	●	

注1) 届出書は、「様式第4号 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」です。

注2) 事業者証は、当局発行の「指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

※事業者証は「指定給水装置工事事業者更新証明書」ではなく、当局での新規指定・更新、または指定事項変更の際にお渡ししたものになります。

2 注意事項

- (1) 廃止(休止)の届出は、事業を廃止(休止)した日から30日以内に提出してください。
- (2) 再開の届出は、事業を再開した日から10日以内に提出してください。(休止の届出の際に、添付された事業者証を返却します。)